

## 共通テーマ

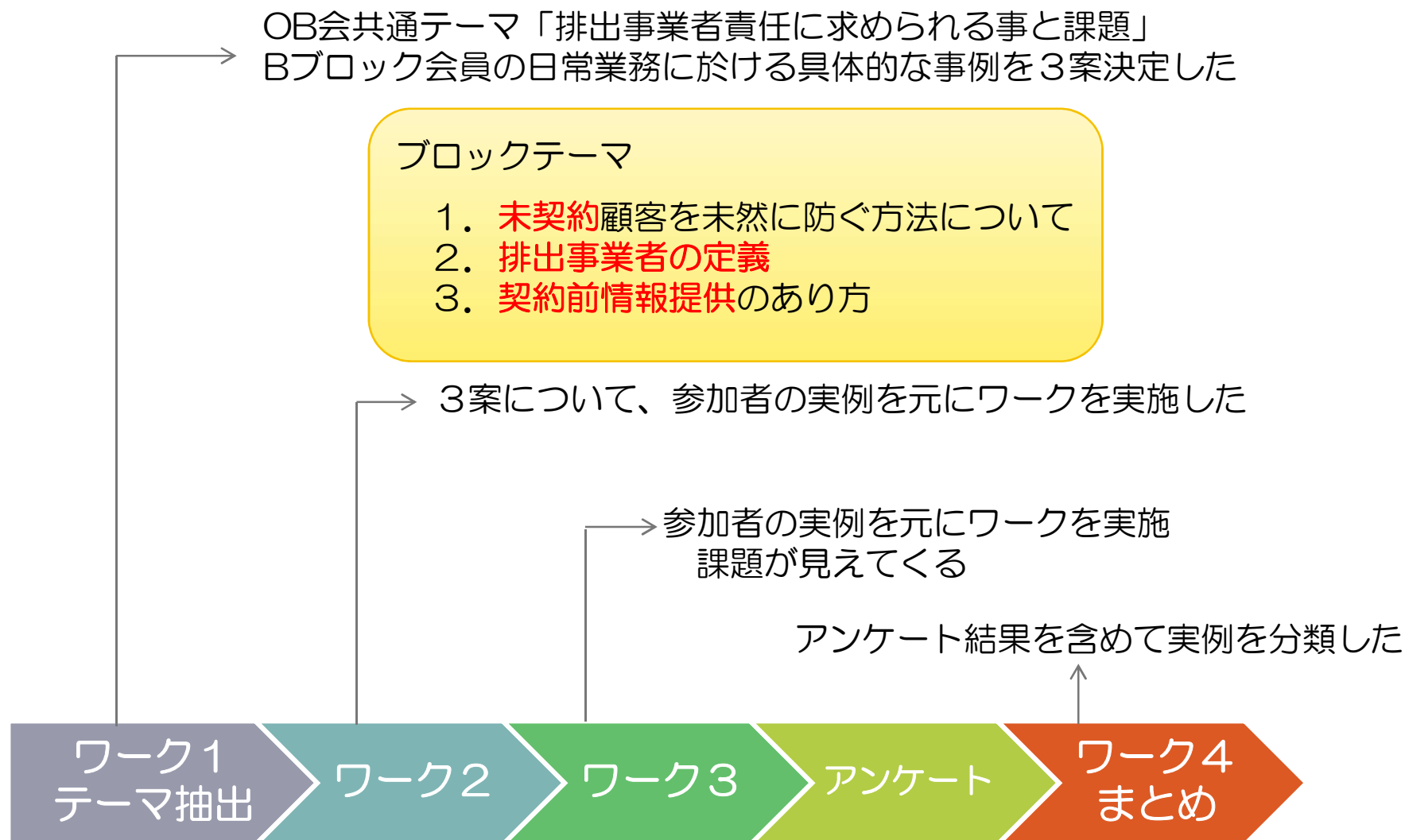
「排出事業者責任に求められる事と課題」

## ブロックテーマ

1. **未契約**顧客を未然に防ぐ方法について
2. **排出事業者の定義**
3. **契約前情報提供**のあり方

東日本Bブロック  
(関東甲信越 46社55名)

# 東日本Bブロックの活動について



例えば・・・

◇未契約顧客を未然に防ぐ方法について◇

排出事業者

今週末、金曜にお店が  
オープンなんですよ！  
土曜日から取りに来てね！



業者

わかりました！土曜から  
引取に入らせていただきます！  
ただ・・・先日お願いした  
契約書まだですかね・・・

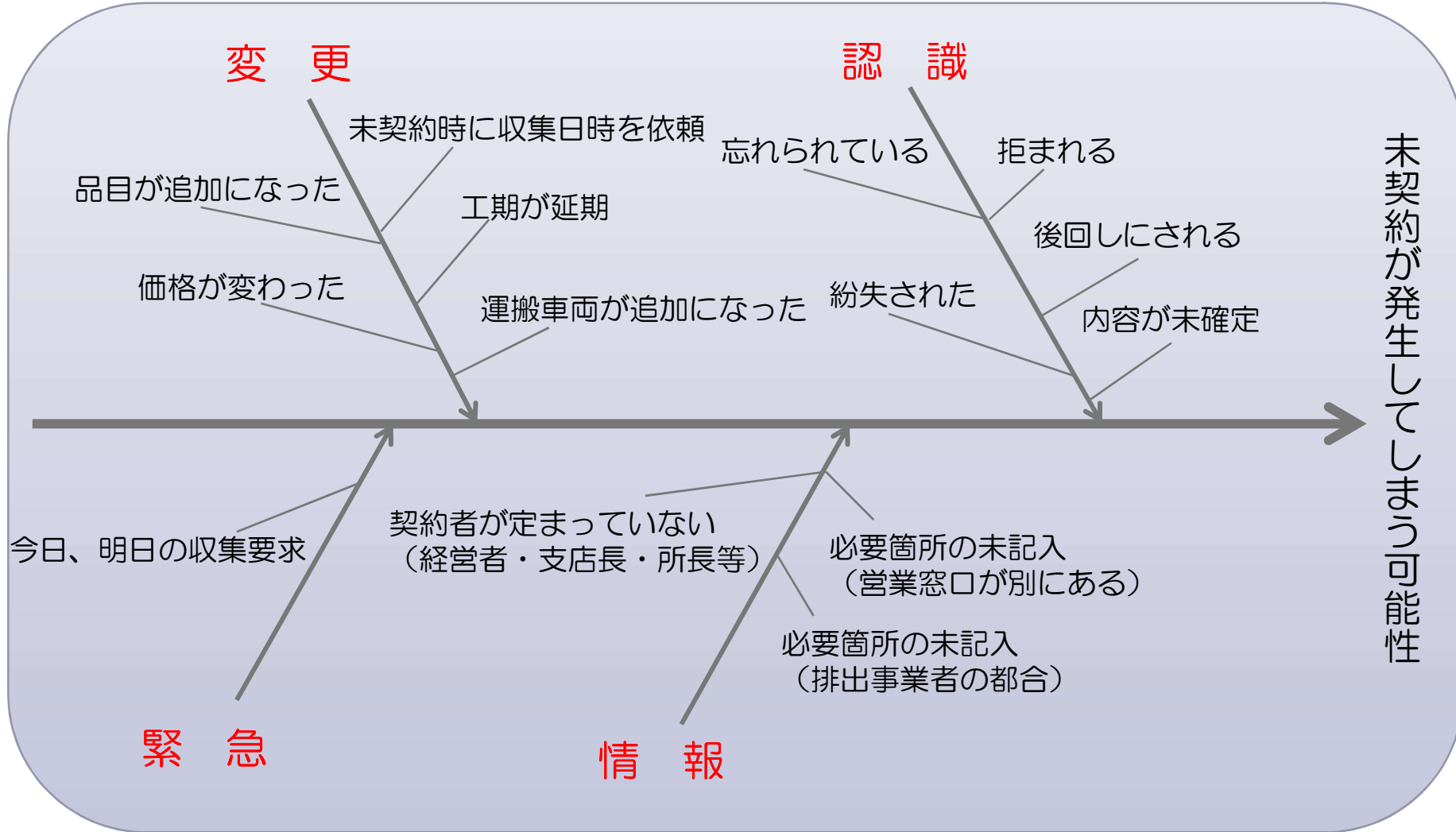
### 法的要求事項

- ①産業廃棄物を委託する場合は書面による契約書の締結が求められています。  
委託基準（廃掃法施行令 第6条の2 第4号）
  - ②本委託基準に違反した場合は、3年以下の懲役若しくは300万以下の罰金またはこの併科が適用されます。 罰則（廃掃法施行令 第26条）
- \*排出事業者責任に求められる法的要求事項になります。

なぜ・・・

◇未契約顧客を未然に防ぐ方法について◇

### 日常業務に於ける実例



### 共通テーマ「排出事業者責任に求められる事と課題」

課 題	排出事業者に求められる事 (私たちに出来る事)
認 識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結は法的に求められている事項である事を知る (法的要求事項である事を説明、厳格に対応する)</li> </ul>
変 更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加、変更には契約書類が連動している事を知る (事前の説明、厳格に対応する)</li> </ul>
緊 急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り、事業に伴うリスクに対する備えをしていただく (事前の準備と、契約締結に関わる柔軟な対応)</li> </ul>
情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物を廃棄するにあたって、内容確定してから廃棄する (あいまいな契約内容では受け付けない)</li> </ul>

行政には・・・

業者側の立場で契約締結の必要性を説明、厳格的な対応を実施するなかで、商機を失う可能性も大いにある。正直者が損をするような事にならないよう適切な監督、指導と契約締結の電子化などの効率的な運用が可能になるような後押しを求める。

## 例えば・・・ ◇排出事業者の定義◇



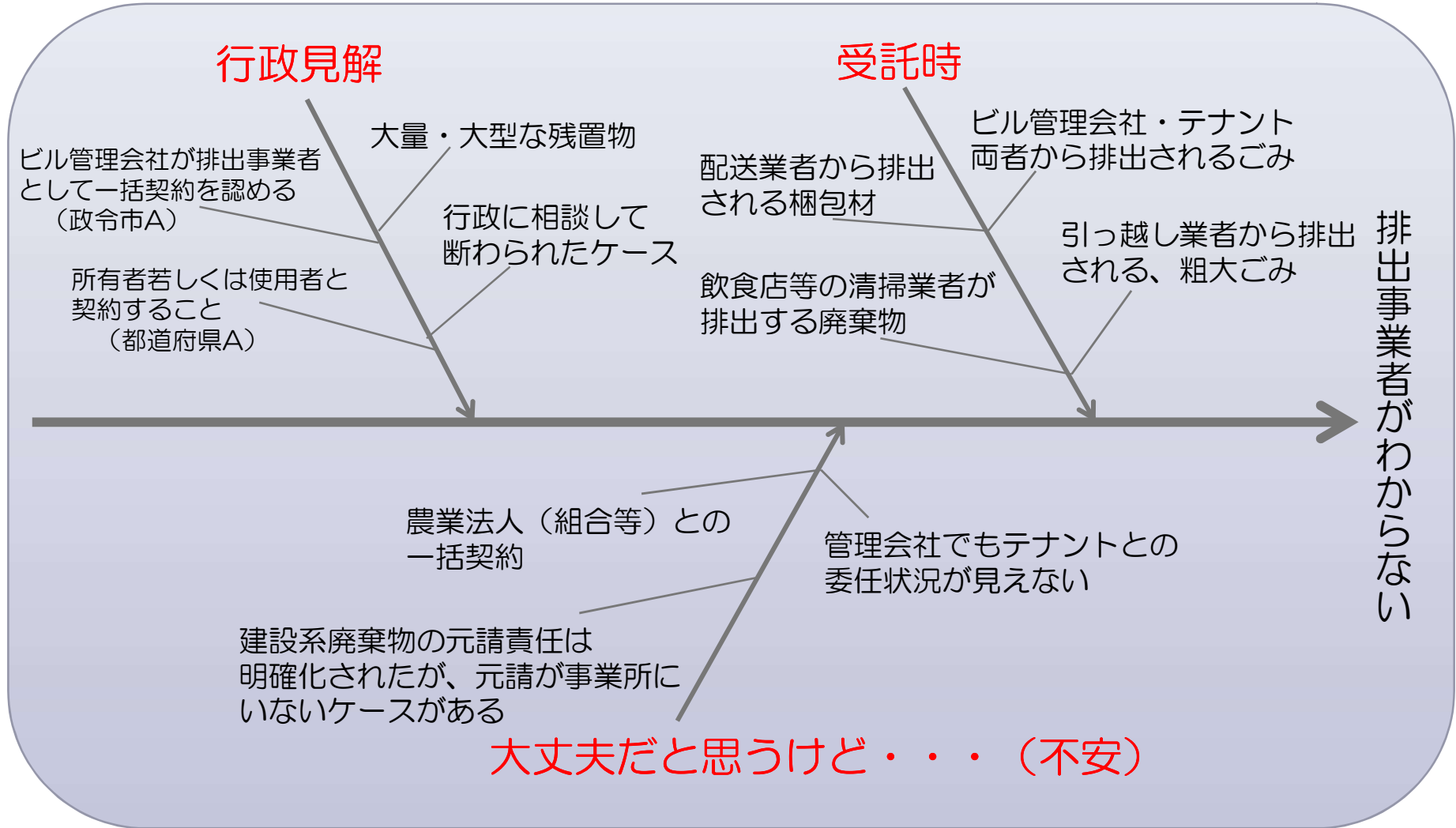
### 法的要求事項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(廃掃法第3条第1項)

\* 排出事業者の処理責任において基本的な要求事項になります。

# なぜ・・・ ◇排出事業者の定義◇

## 日常業務に於ける実例



共通テーマ「排出事業者責任に求められる事と課題」

課 題	排出事業者に求められる事 (私たちに出来る事)
受託時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの事業活動に伴って廃棄される廃棄物に責任を持つ (実際に廃棄される排出事業者、排出場所をよく確認する)</li> </ul>
行政見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正処理、円滑取引のため行政機関に判断をあおぐ事も必要 (行政機関との協議について排出事業者へのフォロー)</li> </ul>
大丈夫!?	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らに処理責任がある事の自覚と委託先への説明を適切にする (不安な面や疑問をきちんと排出事業者に伝える、聞く)</li> </ul>

行政には・・・

適正処理を前提に実情に合わせた見解を理解、認識していただきたい。

但し、適正処理には排出事業者責任の自覚が必須です。不法投棄など問題が発生した場合の排出事業者に対する厳格な対応をお願いしたい。



例えば・・・

◇契約前情報提供のあり方◇



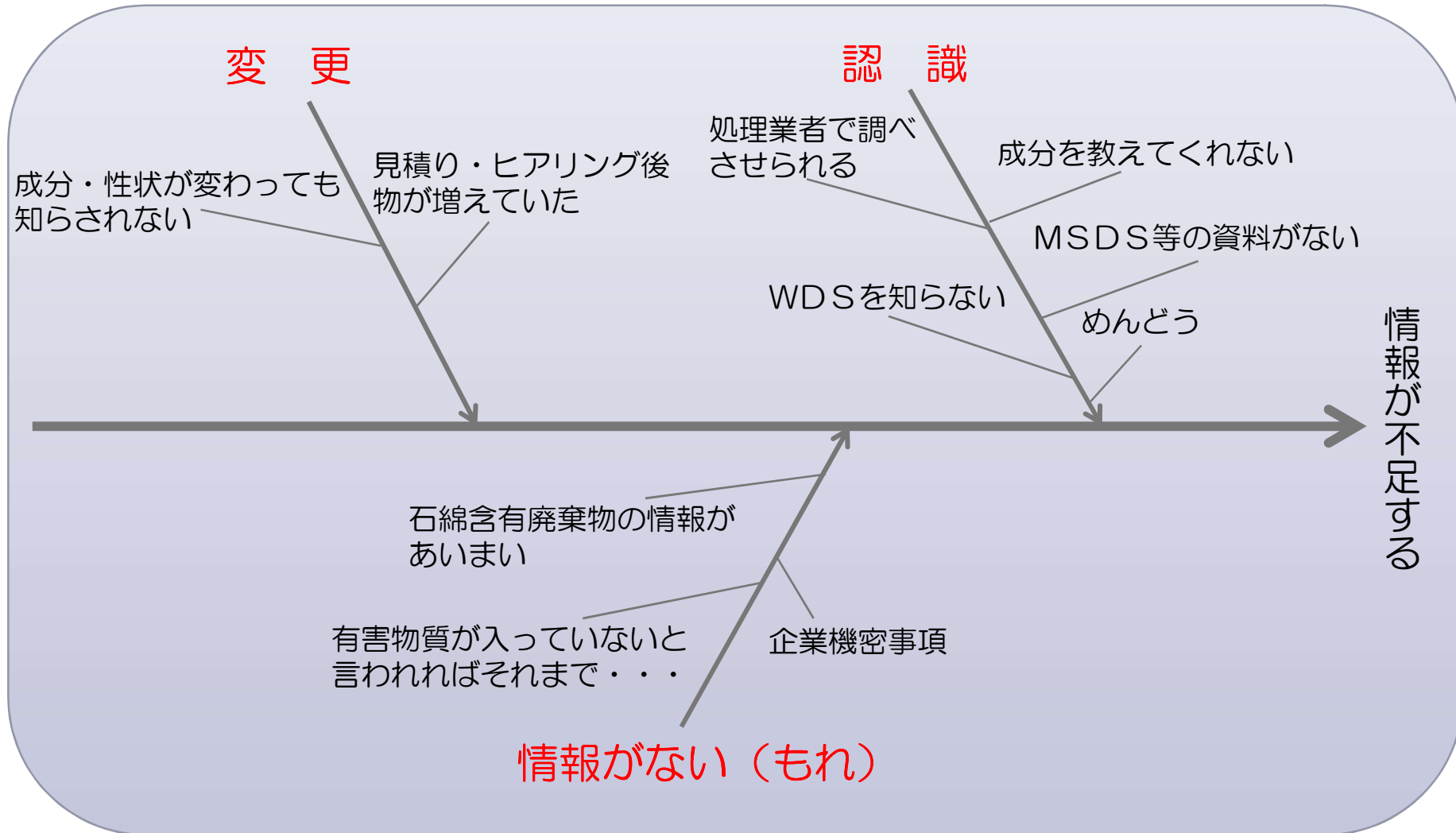
法的要求事項

- ①特別管理産業廃棄物の委託に際して、当該廃棄物に係る情報の書面での事前通知  
(廃掃法施行令 第6条の6第1号、規則第8条の16第1号、第2号)
  - ②契約時に契約書面への記載が必要な事項  
第8条の4の2 令第6条の2第4号への環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一～五 (略)  
六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
    - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
    - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
    - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項二 (略)  
ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨  
ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- \* 廃棄物の品目だけの判断でなく、適正処理が可能なのかその判断が求められます。

なぜ・・・

◇契約前情報提供のあり方◇

日常業務に於ける実例



共通テーマ「排出事業者責任に求められる事と課題」

課 題	排出事業者求められる事 (私たちに出来る事)
認 識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に処理が適正（適切）に行われる事の確認が必要 (性状、成分、反応など適正（適切）処理可否の検討後の受注)</li> </ul>
変 更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性状、成分、数量等、変化時の連絡の厳格化 (業者側で受入時のチェック体制を実施する)</li> </ul>
情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を継続的に行うためにも、最終的な処分までに責任を持つ (危険性、リスクをきちんと説明する)</li> </ul>

行政には・・・

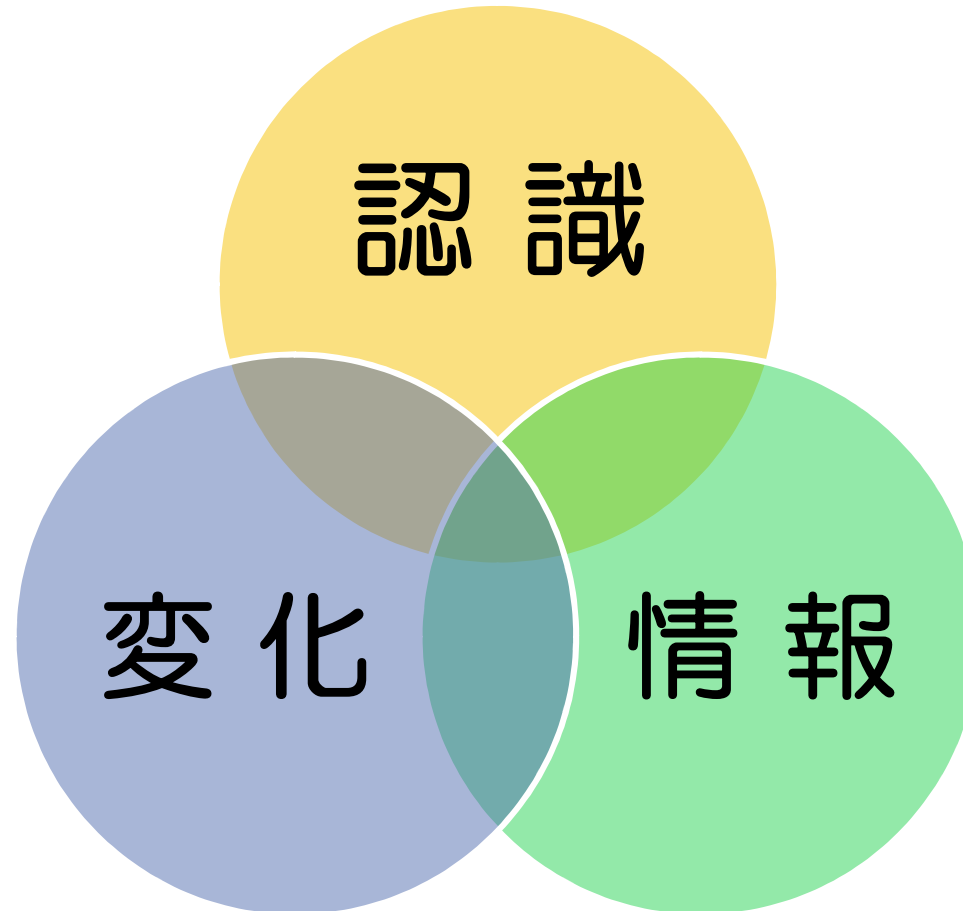
適正処理にとっても大切な事項です。

排出事業者には、廃棄物処分の委託時に関わる説明責任を強く求めていくことの必要性を啓発、またこれが原因のトラブルに対する排出事業者への厳しい対処が必要。

## 課題（3テーマの共通点）

---

事業運営上に廃棄物処理に関わる  
要求事項が広く認知されていない



常に変化・変更はつきもので、その  
変化によって廃棄物処理実務も変化する

排出事業者の保有する情報が  
少ない（ない）

排出事業者

- ? 事業活動に伴って生じた廃棄物は**自らの責任**において適正に**処理しなければならない**。他人に処理を委託する際も、この事実は変わることはない。
- ? 自ら情報を得て、適正処理に努める事が必要。他人に処理を委託する際の**リスクマネジメント**が**課題**。

業者

- ? **委託基準に沿った受託**を実施する。
- ? 排出事業者への情報提供、認識の共有のためしっかりとしたコミュニケーションを取り、受注時、受入時の**チェック（委託基準）**を強化し**厳格に対応**することが必要。

行政

- ? 排出事業者への**周知・徹底**。**交通ルール**のようなもっとわかりやすい個人レベルまで落とし込んだ**周知・徹底**をお願いしたい。
- ? **事故防衛**を持って、**はじめて意識が変わる**。事件事例をはじめとして、過去の問題を排出事業者、業者への教育を徹底していただきたい。

# 環境教育

産業廃棄物だけでなく、日常的に発生している廃棄物全般は誰もが生活をしていくうえで軽視できない。

企業が排出する廃棄物に対して自ら責任を持つ意識には、個人が廃棄物を捨てる責任意識をもって徹底できるのではないか。

環境保全、資源循環に関わる教育を子どもの頃から**学ぶ環境を作る**ことが、将来的には企業の意識改善に繋がるものと考えます。  
それぞれの立場で、今できることから始めよう。

